

令和6年2月市議会 教育厚生委員会資料

第24号議案 長崎市立小学校条例の一部を改正する条例

| 目次 | ページ |
|---------------------------|---------|
| 1 条例改正の概要 | 2 |
| 2 手熊小学校と桜が丘小学校の児童数等 | 2 ~ 3 |
| 3 手熊小学校と桜が丘小学校の通学区域 | 4 |
| 4 保護者・地元説明会の開催状況 | 5 ~ 6 |
| 5 保護者及び地域との協議等経過 | 6 ~ 9 |
| 6 提言書 | 10 |
| 7 要望書 | 11 |
| 8 通学 | 12 ~ 14 |
| 9 新旧対照表 | 15 |

教育委員会
令和6年2月

1 条例改正の概要

(1) 改正理由

児童数が減少していること等を勘案し、手熊小学校を桜が丘小学校に統合することに伴い、手熊小学校を廃止するため。

(2) 施行日

令和8年4月1日

2 手熊小学校と桜が丘小学校の児童数等

(1) R5年度の児童数及び学級数

令和5年5月1日現在

| 学校名 | 区分 | 通常学級 | | | | | | 計 | 特別支援 学級 | 合計 |
|--------|-----|------|----|----|----|----|----|-----|------------|-----|
| | | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | | | |
| 手熊小学校 | 児童数 | 2 | 3 | 6 | 5 | 7 | 5 | 28 | 4 | 32 |
| | 学級数 | 複式 | | 複式 | | 複式 | | 3 | 2 | 5 |
| 桜が丘小学校 | 児童数 | 30 | 30 | 54 | 36 | 48 | 48 | 246 | 19 | 265 |
| | 学級数 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 10 | 5 | 15 |

(2) 児童数及び学級数の推移と将来推計

各年5月1日時点。将来推計については特別支援学級を除く。

| 学校名 | 区分 | R1 | | R2 | | R3 | | R4 | | R5 | | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
|--------|-----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----------|-----|-----|-----|-----|
| | | 通常 | 特支 | | | | | | |
| 手熊小学校 | 児童数 | 37 | 0 | 37 | 0 | 39 | 0 | 39 | 0 | 28 | 4 | 29 | 29 | 31 | 28 | 29 | 29 |
| | 学級数 | 4 | 0 | 4 | 0 | 4 | 0 | 4 | 0 | 3 | 2 | 3 | 4 | 4 | 4 | 3 | 3 |
| 桜が丘小学校 | 児童数 | 326 | 9 | 286 | 9 | 300 | 8 | 268 | 18 | 246 | 19 | 233 | 212 | 190 | 158 | 142 | 126 |
| | 学級数 | 13 | 3 | 12 | 4 | 13 | 4 | 11 | 5 | 10 | 5 | 10 | 8 | 7 | 6 | 6 | 6 |
| | | | | | | | | | | | | | 統合後の児童数計 | 221 | 186 | 171 | 155 |
| | | | | | | | | | | | | | 統合後の学級数計 | 8 | 7 | 7 | 7 |

(3) 校地の状況

令和5年5月1日現在

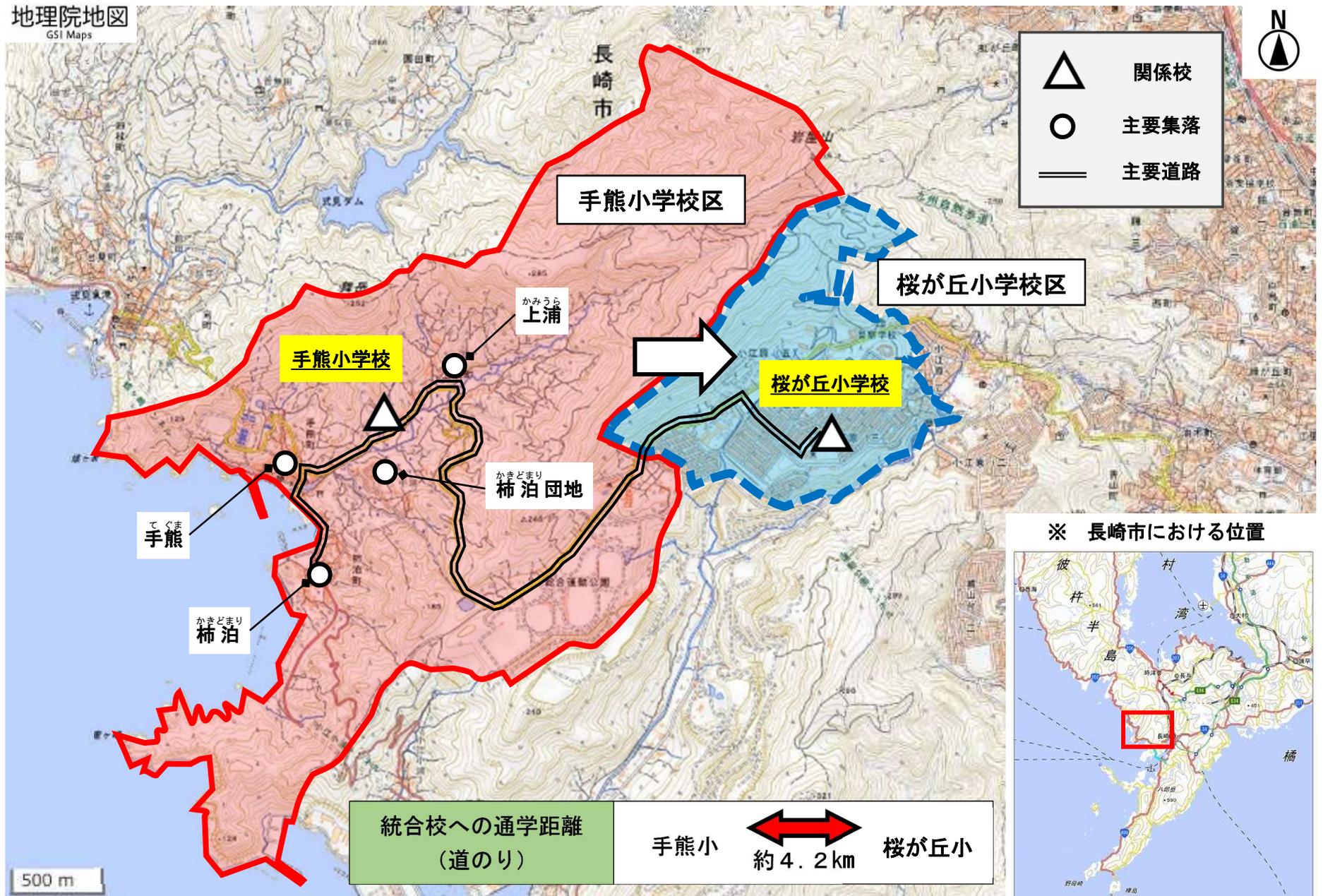
| 学校名 | 建物敷地 | 運動場 | その他法面等 | 合計 |
|--------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 手熊小学校 | 4,356 m ² | 3,121 m ² | 14,275 m ² | 21,752 m ² |
| 桜が丘小学校 | 10,000 m ² | 12,500 m ² | 6,396 m ² | 28,896 m ² |

(4) 建物の状況

令和5年5月1日現在

| 学校名 | 校舎等 | | | 体育館 | | |
|--------|--------------|----------------------|-------|--------------|----------------------|-------|
| | 構造(主な建物) | 延床面積 | 建設年月 | 構造(主な建物) | 延床面積 | 建設年月 |
| 手熊小学校 | 鉄筋コンクリート造3階建 | 1,948 m ² | S38.3 | 鉄骨造2階建 | 459 m ² | S50.3 |
| 桜が丘小学校 | 鉄筋コンクリート造3階建 | 5,612 m ² | H5.3 | 鉄筋コンクリート造平屋建 | 1,075 m ² | H5.3 |

3 手熊小学校と桜が丘小学校の通学区域



4 保護者・地元説明会の開催状況

(1) 手熊小学校保護者説明会

- ・日 時：令和5年3月7日（火）19時～
- ・場 所：手熊小学校
- ・参加者：保護者（22名）
- ・結 果：教育委員会より、登校時間帯の路線バスの混雑状況等を考慮し、登校時にスクール専用交通（スクールタクシー）を導入する方針である旨を説明し、「下校時のバスダイヤが減便になった際の対応」等について意見が出された。
⇒その後、実施された保護者アンケートにおいて、統合に賛成が約4分の3を占める結果となったことになり、育友会が決定していた判断ラインの8割に近い結果となったため、4月25日開催の育友会総会において、統合賛成の方針が決定され、5月2日に教育長あて「手熊小学校統廃合に関する提言について」が提出された。

(2) 柿泊団地自治会説明会

- ・日 時：令和5年9月9日（土）18時～
- ・場 所：柿泊団地公民館
- ・参加者：柿泊団地自治会長及び地域住民（5名）
- ・結 果：下校時のバスダイヤが減便になった際の対応等について意見が出された。
⇒後日、会長より統合を進めることについて了承する旨の連絡があった。

(3) 上浦町自治会臨時総会

- ・日 時：令和5年9月18日（月・祝）9時～
- ・場 所：上浦町公民館
- ・参加者：上浦町自治会相談役及び地域住民（28名）
- ・結 果：通学路の安全確保等について意見が出された。
⇒統合を進めることについて了承。

(4) 柿泊町自治会臨時総会

- ・日 時：令和5年10月15日（日）19時～
- ・場 所：柿泊町公民館
- ・参加者：柿泊町自治会会長及び地域住民（36名）
- ・結 果：統合後の地域コミュニティのあり方等について意見が出された。
⇒統合を進めることについて了承。

(5) 手熊町自治会臨時総会

- ・日 時：令和5年10月22日（日）10時～
- ・場 所：手熊町公民館
- ・参加者：手熊町自治会会長及び地域住民（25名）
- ・結 果：学校廃止後の施設の管理等について意見が出された。
⇒統合を進めることについて了承。

5 保護者及び地域との協議等経過

| 日 付 | 概 要 |
|------------|--|
| 平成29年6月6日 | 福田地区自治会連合会、小江原中学校区青少年育成協議会、手熊小育友会長との意見交換（10名） 統合案について説明後、意見交換を行った。 ⇒「保護者の意見が大事」、「低学年の通学用バスが必要」との意見が出された。 |
| 平成29年8月10日 | 手熊小保護者意見交換会（20名） ⇒「大規模校に行けば、いじめに遭うのではないか」、「バス通学には全額補助があるか」等の意見が出された。 |
| 平成29年12月 | 手熊小育友会による保護者アンケート（1回目）の実施 ※回答数38世帯（未就学園児世帯含む） ⇒統合に（賛成15世帯、反対17世帯、未回答6世帯）となった。 |

| 日 付 | 概 要 |
|-------------------|---|
| 平成 30 年 4 月 3 日 | 福田地区自治会連合会定例会での意見交換（13名） ⇒「受入れ校側への説明はどのタイミングで行うのか」等の意見が出された。 |
| 平成 30 年 5 月 14 日 | 手熊小育友会長との協議 ⇒「今後は保護者のみで協議したいので教育委員会は様子を見守って欲しい。内容は適宜報告する」、「通学についての不安があるので要望事項や課題の整理をして提出する」との申し出があった。 |
| 平成 30 年 9 月 26 日 | 手熊小第 1 回ワークショップの実施 統合をテーマに保護者ワークショップが実施された。 ⇒賛否両論となり「通学に対する不安」、「スクールバスの導入」等の意見が出された。 |
| 平成 30 年 11 月 21 日 | 手熊小第 2 回ワークショップの実施 ⇒統合をテーマに保護者ワークショップが実施され、前回に引き続き、賛否両方の意見が出された。 |
| 令和 2 年 2 月 | 手熊小育友会による保護者アンケート（2回目）の実施 ※回答数 26 世帯（未就学園児世帯含む） ⇒統合に（賛成・やや賛成 13 世帯、反対・やや反対 13 世帯）となった。 |
| 令和 3 年 10 月 | 手熊小育友会による保護者アンケート（3回目）の実施 ※回答数 25 世帯 ⇒統合に（賛成・やや賛成 11 世帯、反対・やや反対 14 世帯）となった。自由記載の意見には賛成側も反対側も通学に対する不安が多く見られた。 |
| 令和 5 年 3 月 7 日 | 手熊小学校保護者説明会の実施（22名） 教育委員会より、登校時間帯の路線バスの混雑状況等を考慮し、 <u>登校時のみスクール専用交通（スクールタクシー）を導入する方針である旨を説明した。</u> ⇒「下校時のバスダイヤが減便になった際の対応」等について意見が出された。 |
| 令和 5 年 3 月 | 手熊小育友会による保護者アンケート（4回目）の実施 ※回答数 19 世帯 ⇒統合に賛成が約 4 分の 3 を占める結果（賛成・やや賛成 14 世帯、やや反対 5 世帯）となった。育友会が決定していた判断ラインの 8 割に近い結果となったため、4 月 25 日開催の育友会総会において、統合賛成の方針等について諮ることとなった。 |

| 日 付 | 概 要 |
|-----------|---|
| 令和5年5月2日 | <p>手熊小学校統廃合に関する提言書の提出 ⇒手熊小学校育友会長名で、保護者の総意として「手熊小と桜が丘小の統合に賛成する」旨の提言書が提出され、併せて統合の時期は「創立150周年を迎える令和7年度末以降」、「地域に対する説明会を開催してほしい」旨の要望が出された。</p> |
| 令和5年7月8日 | <p>手熊地区自治会長等との協議（6名） 手熊小育友会から提出された「提言書」の内容について報告。 ⇒手熊小の廃止時期は令和7年度末がよい。跡地を地元で活用したい等の意見が出された。</p> |
| 令和5年8月19日 | <p>手熊地区自治会長等との協議（6名） 地域住民への説明スケジュールを調整し、臨時総会等を開催することとなった。</p> |
| 令和5年9月3日 | <p>柿泊町自治会役員説明会（18名） 下校時のバス停までの引率等について意見が出された。 ⇒10月15日に臨時総会を開催することを決定。</p> |
| 令和5年9月9日 | <p>柿泊団地自治会説明会（5名） 下校時のバスダイヤが減便になった際の対応等について意見が出された。 ⇒10月8日に会長より統合を進めることについて了承する旨の連絡があった。</p> |
| 令和5年9月9日 | <p>手熊町自治会役員説明会（17名） 桜が丘小学校との交流事業等について意見が出された。 ⇒10月22日に臨時総会を開催することを決定。</p> |
| 令和5年9月18日 | <p>上浦町自治会臨時総会（28名） 通学路の安全対策等について意見が出された。 ⇒統合を進めることについて了承。</p> |

| 日 付 | 概 要 |
|------------|--|
| 令和5年10月15日 | <p>柿泊町自治会臨時総会（36名） 統合後の地域コミュニティのあり方等について意見が出された。 ⇒統合を進めることについて了承。</p> |
| 令和5年10月22日 | <p>手熊町自治会臨時総会（25名） 学校廃止後の跡地の管理等について意見が出された。 ⇒統合を進めることについて了承。</p> |
| 令和5年11月24日 | <p>手熊小学校の統廃合に関する要望書の提出 ⇒手熊地区4自治会長及び手熊小学校育友会長の連名で「<u>手熊小学校を桜が丘小学校へ統合することに同意する</u>」旨の要望書が提出された。 併せて、<u>統合の時期については令和8年4月1日とすること、児童たちの通学時の安全確保については登校時のスクールタクシーを前提とし、下校時についても統廃合時のバスダイヤや乗車状況を十分に調査して安全確保に努めること、跡地活用については地域交流の場として継続して利用できる環境を維持すること等の要望</u>が出された。</p> |

令和5年5月2日

6 提言書

長崎市教育長 橋田 慶信 様

手熊小学校 育友会
会長 松谷 龍一



手熊小学校統廃合に関する提言について

このことについて、これまで約5年間手熊小学校育友会では、子どもたちの学びや成長にとって何が一番良い選択か、各保護者が真剣に考え、お互いの意見を共有してきました。

そのような中で、これまでは学校統廃合への賛成・反対の割合は拮抗しておりましたが、令和5年3月7日の市教育委員会適正配置推進室から「子どもたちの安全な通学に関する提案」があり、その後のアンケートでは、賛成5世帯、やや賛成9世帯、やや反対5世帯、反対0世帯という結果となりました。(賛成派74%、反対派26%)

この結果を受けて、令和5年4月25日に開催した「令和5年度手熊小学校育友会総会」において、次のとおり決定いたしましたのでご報告させていただきます。

【統廃合の方針について】

手熊小学校と桜が丘小学校の統廃合に賛成する。

【統廃合の時期について】

令和7年度末以降を希望します。(現在地域の方も含めて、執行部を中心に準備を進めている令和7年度の150周年を実施してからの統廃合を希望します。)

【統廃合の条件】

令和5年3月7日に市教育委員会より提案のあった「登校時のスクールタクシー」を前提とし、下校時の支援についてもこれからのバスのダイヤ改正等も含め、統廃合時の状況において検討することを要望します。

また、今回の決定について地域の方等に保護者や子どもたちが非難されることがないように、説明会の実施や丁寧な対応を併せて要望します。

つきましては、手熊小学校と桜が丘小学校の統廃合について、手続きを進めていただきますよう提言します。



7 要望書

長崎市教育長 橋田 慶信 様

長崎市立手熊小学校の統廃合について

日頃より、手熊小学校区の子どもたちのためにご尽力いただき、ありがとうございます。

また、各地区での丁寧な説明や臨時総会へのご参加、重ねてお礼申し上げます。

さて、手熊小学校の統廃合につきましては、市教育委員会の統廃合計画(案)の説明会以降、保護者だけでなく自治会長や関係団体の皆さんに含めて4回のワークショップを行い、様々な視点で検討を行ってきましたが、令和5年5月2日付「手熊小学校統廃合に関する提言について」とおり手熊小学校育友会として賛成する結論となりました。

また、同年10月に開催された地元各自治会の臨時総会等での結果を受け、次のとおり今後の方針を決定いたしましたのでご報告させていただきます。

つきましては、この方針に沿って、今後の手続きを進めていただくようお願いいたします。

併せて、次のとおり要望いたしますので、よろしくお取り計らってください。

1 統廃合の方針

手熊小学校を桜が丘小学校へ統合することに同意する。

2 統廃合に伴う要望

① 統廃合の時期について

令和8年4月1日を希望します。(令和7年度の150周年に向けて、学校、保護者及び地域で準備を進めているため。)

② 児童たちの通学時の安全確保について

令和5年3月7日に市教育委員会より提案のあった登校時のスクールタクシーを前提とし、下校時についても統廃合時のバスのダイヤや乗車状況を十分に調査し判断を行い、児童たちの登下校時の安全の確保に努めてください。また、下校時の結果については統廃合前にご説明ください。

スクールタクシーについては、統廃合以降に入学する手熊小学校区の児童についても継続的に適用されると説明を受けておりますが、地域や保護者の同意なく打ち切られること等ないようご配慮ください。

③ 跡地活用について

グラウンド(遊具も含む)、体育館や駐車場につきましては、現在、少年ソフトボールチーム及びアコウクラブ(手熊ソフトボールチーム)の練習や、地元クラブによるソフトバレーやバドミントン、手熊小学校区まちづくり協議会によるレクリエーションボッチャなどで利用しており、統廃合後についても地域交流の場として継続して利用できる環境の維持を強く要望します。

また、これらの管理・運営につきましては、地元(手熊小学校区まちづくり協議会)で行っていきたいと考えております。

地域から子どもたちだけでなく、交流の場を取り上げることが無いようご配慮ください。

令和5年11月24日



手熊町自治会 会長 川勝貞敏

柿泊町自治会 会長 尾上誠

柿泊団地自治会 会長 内田隆

上浦町自治会 相談役 岩永善之

手熊小育友会 会長 松谷龍一

8 通学

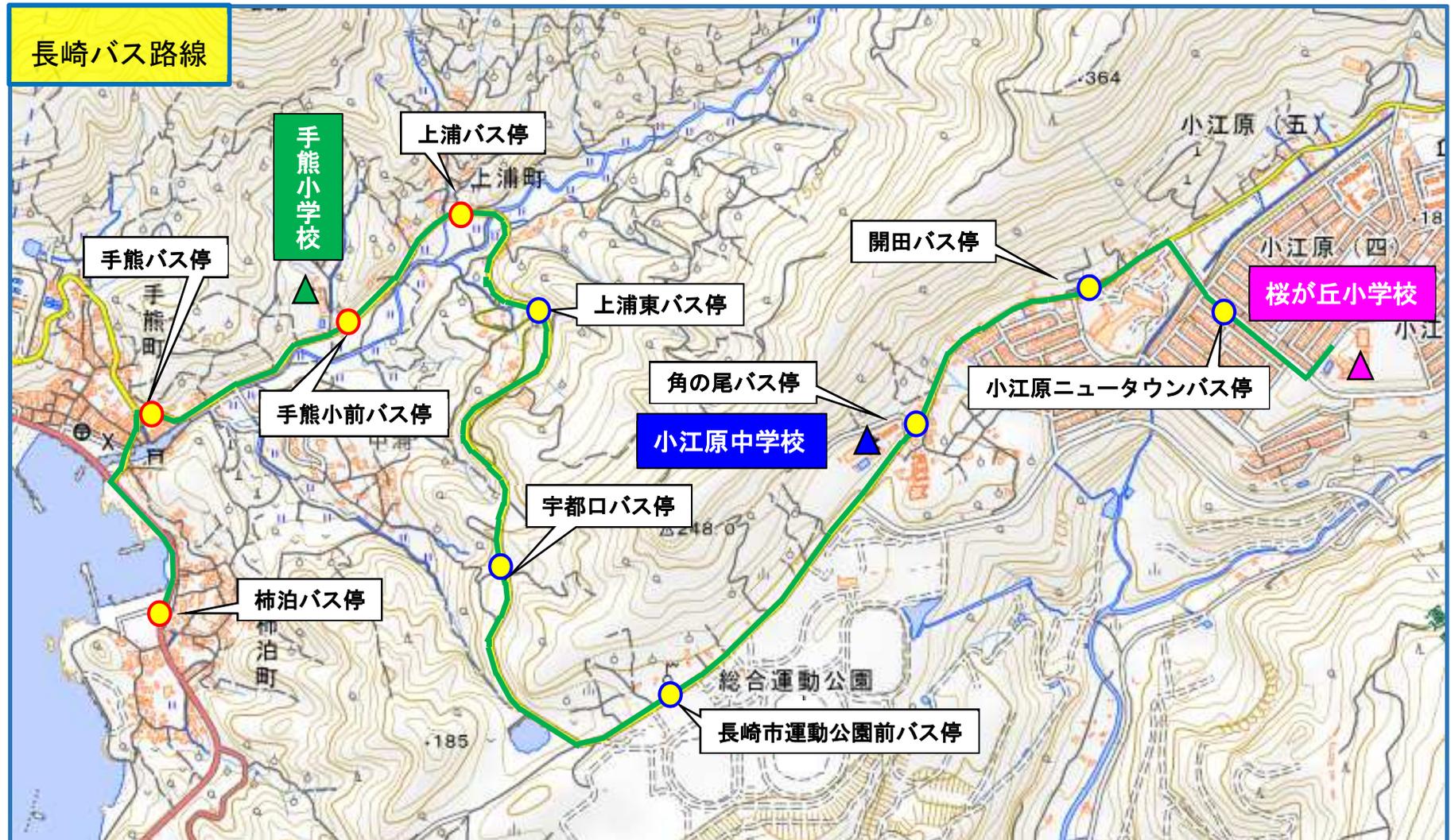
(1) 通学手段

【登校時】スクール専用交通〔ジャンボタクシー（定員9人）2台×2往復〕利用料金無料

【下校時】路線バス 運賃の実費額を全額補助

バス停間の所要時間

小江原ニュータウン〔3分〕長崎市運動公園前〔1分〕宇都口〔1分〕上浦東〔1分〕上浦〔1分〕手熊小学校前〔1分〕手熊



(2) スクール専用交通導入要件【長崎市スクール専用交通基準抜粋】**[登校時に適用]**

スクール専用交通を導入する地区は、廃止された小中学校の通学区域内において指定校の位置が変更となることで遠距離通学又は徒歩通学困難となる児童生徒が居住し、かつ、次の各号（ア～エ）のいずれかに該当する区域とする。

| | |
|--------|---|
| 遠距離通学 | 小中学校への道のりが最も合理的な経路で、小学生概ね片道4km、中学生概ね片道6kmを超える場合 |
| 徒歩通学困難 | 小中学校への道のりが最も合理的な経路で、小学生片道2km以上、中学生片道3km以上であり、かつ、次のいずれかに該当する場合 |
| | ア 通学時間帯（午前7時から午前8時までをいう。）の交通量が1時間に360台以上であり、かつ、歩道が整備されていない場合 |
| | イ 道路事情が徒歩通学に適さないと認められる場合 |

ア 通学に利用できる公共交通機関がない区域

イ 通学に利用できる公共交通機関はあるものの、それを利用した場合でも通学時間が1時間を超える区域

ウ 通学に利用できる公共交通機関を使って1時間以内に通学できるものの、毎日の通常日課終業後に、公共交通機関の待ち時間が、全学年とも30分を超える区域

エ 通学に利用できる公共交通機関を使って1時間以内に通学でき、毎日の通常日課終業後に、公共交通機関の待ち時間が、全学年とも30分を超えることはないものの、地域事情により登下校における安全性の確保が難しいと教育長が認める区域



登校に利用可能なバスの便は、「小江原ニュータウン」バス停に7時35分に到着する便の1本のみ。

- ・手熊バス停から乗車する時点で、既に乗客が多く、児童全員がバスに乗車できない可能性がある。
- ・仮に乗車できた場合でも、児童全員は座ることができない。
- ・小江原方面へ向かう道路は、総合運動公園まで勾配がありカーブも多く、特に低学年はバス内で転倒の恐れがある。

(3) 通学費の補助【長崎市通学対策費補助金交付要綱抜粋】

市内に住所があり住所地から指定校までの片道の通学距離に応じ、保護者に対し交通費等を補助するもの。

①通学距離による場合

| 通学手段 | 学校区分 | 補助要件 | 補助内容 |
|--------|------|---------------|------------|
| 公共交通機関 | 小学校 | 2 km以上 4 km未満 | 運賃実費額の2分の1 |
| | | 4 km以上 | 運賃実費額 |
| | 中学校 | 3 km以上 6 km未満 | 運賃実費額の2分の1 |
| | | 6 km以上 | 運賃実費額 |

②学校統合等の結果、徒歩通学が著しく困難な場合【下校時に適用】

| 通学手段 | 補助要件 | 補助対象校 | 補助内容 |
|--------|--|---|-------|
| 公共交通機関 | <p>学校統合等に伴い、学校までの通学する道路が他になく、かつ、次のいずれかの理由により公共交通機関を利用せざるを得ないと教育長が認めた学校に通学する場合</p> <p>ア 通学時間帯（7時から8時）の交通量が1時間に360台以上で、かつ歩道が整備されていない場合</p> <p>イ 道路事情が徒歩通学に適さないと認められる場合</p> | <p>小榊小学校 西浦上小学校 野母崎小学校 桜が丘小学校 小江原中学校 野母崎中学校 外海中学校</p> | 運賃実費額 |

③公共交通機関による通学が著しく困難な場合

| 通学手段 | 補助要件 | 補助内容 |
|------|-----------------------------------|---------------------------|
| 自家用車 | ①の補助要件を満たし、かつ公共交通機関による通学が著しく困難な場合 | ガソリン代実費相当額 ※①の補助内容に準ずる |

④その他、教育委員会が認める場合

| 通学手段 | 補助要件 | 補助内容 |
|----------------|-------------------------------|--------------------------|
| 公共交通機関 自家用車 | ①～③のほか、通学の安全確保のため、教育委員会が認める場合 | ①と③の補助内容に準じ、教育委員会が別に定める額 |

9 新旧対照表

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|------------------------------|----|-----------|--------------|-----|-----|-----------|-------------|------|--|-----------|-----------------|-------|--|---|----|----|-----------|--------------|-----|-----|-----------|-------------|------------------|-----------------------|-----------|-----------------|-------|--|
| ○長崎市立小学校条例（昭和39年3月30日条例第20号） | ○長崎市立小学校条例（昭和39年3月30日条例第20号） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 別表（第2条関係） | 別表（第2条関係） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長崎市立日見小学校</td> <td>長崎市界2丁目14番1号</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>長崎市立式見小学校</td> <td>長崎市式見町678番地</td> </tr> <tr> <td>[削る]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長崎市立福田小学校</td> <td>長崎市福田本町1,493番地1</td> </tr> <tr> <td>[以下略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 位置 | 長崎市立日見小学校 | 長崎市界2丁目14番1号 | [略] | [略] | 長崎市立式見小学校 | 長崎市式見町678番地 | [削る] | | 長崎市立福田小学校 | 長崎市福田本町1,493番地1 | [以下略] | | <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長崎市立日見小学校</td> <td>長崎市界2丁目14番1号</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>長崎市立式見小学校</td> <td>長崎市式見町678番地</td> </tr> <tr> <td><u>長崎市立手熊小学校</u></td> <td><u>長崎市手熊町1,382番地1</u></td> </tr> <tr> <td>長崎市立福田小学校</td> <td>長崎市福田本町1,493番地1</td> </tr> <tr> <td>[以下略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 位置 | 長崎市立日見小学校 | 長崎市界2丁目14番1号 | [略] | [略] | 長崎市立式見小学校 | 長崎市式見町678番地 | <u>長崎市立手熊小学校</u> | <u>長崎市手熊町1,382番地1</u> | 長崎市立福田小学校 | 長崎市福田本町1,493番地1 | [以下略] | |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 長崎市立日見小学校 | 長崎市界2丁目14番1号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 長崎市立式見小学校 | 長崎市式見町678番地 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [削る] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 長崎市立福田小学校 | 長崎市福田本町1,493番地1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [以下略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 長崎市立日見小学校 | 長崎市界2丁目14番1号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 長崎市立式見小学校 | 長崎市式見町678番地 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>長崎市立手熊小学校</u> | <u>長崎市手熊町1,382番地1</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 長崎市立福田小学校 | 長崎市福田本町1,493番地1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [以下略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。